

「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務委託仕様書

1. 件名

「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務

2. 業務概要

(1) 主旨

人口減少対策の一つとして、20～30代の若年世代に垂水区へ移住・定住してもらうことを目標として、垂水区に興味を持って訪れてもらうきっかけ作りのため、垂水の海や山、眺望、立地などの素材をベースとした、暮らしの魅力や楽しさを伝えるPR動画2本を制作する。

(2) コンセプト

海や山、眺望、都心に近い立地など、垂水ならではの素材を活かして、それを楽しむ生活風景や関わる人の営みなど、人の暮らしが垂水の素材と交わることで生まれる楽しさや魅力が伝わるシーンを切り取ったドキュメンタリータッチとする。

(3) 動画の構成

2本の動画の構成については、それぞれ以下のイメージを基本にすること。

① 海を近くに感じながら生活している人の暮らし

例：海を望む場所で暮らし、海を見ながら通勤もしくはテレワークにいそしみ、休日は海の近くで子どもと楽しむ男性や女性、家族の日常

② 垂水を気に入り移り住んだ人の暮らし

例：垂水を気に入って移り住み、地域の人たちの交流や、垂水の魅力を楽しみながら暮らしている男性や女性、家族の日常

3. 業務内容

(1) 撮影方法や表現の提案および協議

垂水区まちづくり課の担当者と協議のうえ、映像主旨・コンセプトに合致する絵コンテ等を使って撮影方法・表現を提案する。

(2) 映像の撮影等

- ・画角は、16:9、画質のクオリティーについてはハイビジョンとする。
- ・動画の長さは3分程度とし、SNSでの配信に対応するよう2パターン程度(30秒、15秒等)の適切な長さに編集することを想定して撮影を行うものとする。
- ・映像撮影にかかる経費は受託者が負担する。区と日程調整のうえ、取材先の現地見下見や打ち合わせを行った上でロケを行うものとする。

(3) 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・ロケ地先や出演者の選定・交渉などは、区と協議の上で区と受託者で行うものとし、演出上で関係機関への許可手続き等が必要となった場合は、区と協議のうえ

受託者で手続きを行うものとする。

- ・出演者、協力者等に関する謝礼が発生する場合は、必要に応じて委託料の範囲で受託者が支払うものとする。
- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権及び著作権等に関わる調整を行い、インターネットや SNS 上で配信することへの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で費用を支払うものとする。

(4) 映像の編集

- ・インターネットやモニターでの配信用に 3 分程度の長さに編集するとともに、SNS 配信に対応するよう適切な長さに合わせて 2 パターン程度 (30 秒、15 秒等) への編集を行うものとする。
- ・映像の加工・編集、音楽・音声・テロップの挿入等の編集作業を行う。完成まで区による 3 回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。
- ・効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナル楽曲を製作する。
- ・映像、音楽、発言内容、物音などを文字にしたキャプション^{*1}を編集・挿入する。
- ・動画はインターネットや SNS で配信することを念頭に、mp4 形式や wmv 形式などの動画配信に適した形式に変換するとともに、映像だけが伝えている情報も含めたテキストに書き起こした代替コンテンツ^{*2}を作成するものとする。

(5) 納品

- ・動画を DVD ビデオ形式及びインターネットや SNS での配信を念頭に、mp4 形式や wmv 形式を DVD メディアに記録して納品するものとする。
- ・編集ソフトなどで作成した編集データを記録媒体で納品するものとする。
- ・撮影した映像素材を記録媒体に記録して納品するものとする。
- ・納品場所は垂水区まちづくり課とする。

^{*1} ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格である「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス 第3部：ウェブコンテンツ」(以下、「JIS X 8341-3:2016」) 中、1.2.2「キャプション (収録済み) の達成基準」に準拠するための「キャプション」

^{*2} 「JIS X 8341-3:2016」中、1.2.3「音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ (収録済み) の達成基準」に準拠する「代替コンテンツ」

(参考)

日本産業標準調査会：<https://www.jisc.go.jp/>

4. 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで

5. 留意事項

- (1) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等を他の目的に使用、または他の者に漏洩してはならない。
- (2) 受注者は本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただ

し、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

7. 著作権の帰属

- (1) この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8. その他

契約後、業務内容について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して決めること。

9. 市から提供する資料

これまで垂水区で作成したコンテンツや写真などを必要に応じて貸与する。